

## 令和5年3月清須市議会定例会会議録

令和5年2月22日、令和5年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	天埜幸治	
企	画	部	長	河口直彦
総	務	部	長	岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤 久 喜
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
企画部次長兼人事秘書課長	石黒 直 人
総務部次長兼総務課長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課長	飯田 英 晴
市民環境部次長兼保険年金課長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼生活環境課長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
収納課 長	辻 清 岳
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	北神 聖 久
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所長	石田 讓
春日市民サービスセンター所長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
子育て支援課 長	藏城 浩 司
健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下 葉 子

土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 施政方針について
- 日程第 5 議案第 1 号 令和 5 年度清須市一般会計予算案
- 日程第 6 議案第 2 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 7 議案第 3 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 5 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 5 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 11 議案第 7 号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案
- 日程第 12 議案第 8 号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案

- 日程第 1 3 議案第 9 号 清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 清須市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 1 1 号）案
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 3 4 報告第 1 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第 3 5 報告第 2 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第 3 6 発議第 1 号 清須市議会の個人情報の保護に関する条例案
- 日程第 3 7 請願第 1 号 「選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書」を採択することを求める請願

（ 傍聴者 3 名 ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (野々部 享君)

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、令和5年3月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、18番久野 茂議員並びに19番浅井泰三議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの30日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの30日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について、報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年10月分から12月分までの現金出納の検査の結果について、また、同法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書が議会宛てに提出されておりますので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、施政方針を議題といたします。

令和5年度の施政方針を永田市長より受けます。

施政方針は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

おはようございます。

令和5年3月清須市議会定例会の開会に臨み、来る令和5年度の市政運営につきまして、私の基本的な考え方である施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

新型コロナウイルス感染症は、国内で初めて感染者が確認されてから3年が経ち、今春、国も、感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等に引き下げるところでございます。本市でも、令和4年度はこれまで感染拡大により中止してきたイベントなども感染防止対策を十分に講じ、工夫を凝らした新たなスタイルで実施してまいりました。3年ぶりのイベントはたくさんの方でにぎわい、コロナと共に生きる新たな時代への期待の高さを感じております。

さて、本市を取り巻く現状を見ますと、全国的に少子高齢化が進展し、人口減少が進行している中、他市町村に比べると引き続き高い出生率を維持しておりますが、令和4年は残念ながら市制施行後初めて出生者数が死亡者数を下回り、自然減となりました。この現状に強い危機感を持って人口減少に歯止めをかけるべく、少子化対策の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

本市の財政状況は、景気が緩やかな回復傾向であることもあり、歳入の基幹となる市税収入につきましてはコロナ禍前の水準以上まで回復が見込まれます。しかしながら、高齢化の進展等による社会保障関係費の自然増が見込まれることに加え、大規模な施策事業の推進、公共施設の計画的な維持管理、原油高による光熱費の高騰など様々な財政需要に対応していく必要があります、今後も厳しい財政運営が予想をされます。

そのような中、令和5年度の予算編成に当たりましては、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本に、市民の皆様の暮らしの安心を確保するとともに、コロナ禍収束の先にある未来への投資を着実に進めることで多くの人が本市の将来に希望を感じ、暮らしたい、暮らし続けたいと思えるよう力強い清須の実現を目指していく、こうした思いを持って予算を編成いたしました。

予算の柱立てとしては、第2次総合計画を踏まえて7つの柱で整理しております。以下、その柱立てに沿いまして、主要な事業について御説明をさせていただきます。

1つ目は、安全で安心して暮らせるまちをつくるであります。

近年は、地球温暖化に伴い、激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震災害の発生が常に危惧されています。それらの災害に対する防災施設等のハード面の対策として、五条川右岸側の清洲庁舎跡地に指定避難所及び防災資機材等備蓄施設の機能を有する防災センターの整備につきまして、令和6年7月の供用開始を目指して整備を進めてまいります。

また、全ての小中学校体育館でのLPガスを利用した空調設備の供用も始まり、災害時には指定避難所としての良好な環境を確保するとともに、児童・生徒並びに学校開放利用者の快適な利用環境の確保に努めてまいります。

加えて、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等に対して実効性のある避難を勧めるため、避難場所への経路や避難支援者などを定めた個別避難計画の作成を進めてまいります。

水害に対応するためのハード面の整備では、国・県・名古屋市が実施する枇杷島地区特定構造物改築事業につきまして、現在、枇杷島橋の架け替え工事及び名鉄名古屋本線を跨ぐ枇杷島陸橋の架け替え工事が実施をされており、令和5年度より仮橋に切り替わります。進捗に伴って通行方法が随時変更されるなど、付近住民の方々には御迷惑をおかけしますが、関係機関と連携してしっかりと取り組んでまいります。

また、雨水排水対策として、土田排水区及び水場川右岸排水区の雨水幹線の整備、堀江ポンプ場、豊田川ポンプ場の改築・更新を引き続き進めてまいります。

南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているこの地域では、地震防災対策も急務であり、そのためには住宅の耐震化が喫緊の課題となります。耐震改修促進計画に基づいた建築物の耐震化及び空き家対策、危険なブロック塀対策などにつきましても、引き続き補助金の活用を啓発し、地域の安全・安心と良好な生活環境の確保に努めてまいります。

交通安全対策では、現在整備しております清洲駅自転車駐車を7月から供用開始します。自転車等放置禁止区域の指定と併せて、駅周辺の安全な交通と良好な街路環境の確保に努めてまいります。

2つ目は、子育てのしやすいまちをつくるであります。

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本市は高い出生率を続けておりますが、これを将来にわたって維持していくためには、子育て世帯への支援が重要であります。そのため、子ども医療費につきましては、7月診療分から新たに高校生世代の通院に係る医療費の保険診療自己負担分を無償とし、子どもの福祉の増進を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいり



ます。

また、妊娠期及び子育て期における家庭の経済的負担を軽減するため、出産・子育て応援金を支給するとともに、伴走型相談支援の充実も図ってまいります。

加えて、産婦健康診査事業につきましては、これまでの健康診査の費用に対する助成を1回から2回に拡充し、産後の初期段階における母子に対する支援のさらなる充実を図ってまいります。

保育環境の整備では、改築から20年が経過する土器野保育園におきまして長寿命化を目的とした大規模改修工事を行うとともに、民営の認定こども園の増築に対して施設整備費用の補助を行い、幼児教育・保育施設の充実を図り、引き続き待機児童ゼロの堅持に努めてまいります。

また、市内の認定こども園及び認可保育所に対して障がい児等の受入れに係る費用の一部を助成することで、障がい児保育の充実を図ってまいります。

不登校児童生徒の支援につきましては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携した相談支援体制の強化に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、児童生徒数の増加及び小学校における学級編成の標準の引き下げに伴う35人学級への移行に対応するため普通教室化改修工事を行うとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

本市の小中学校、幼稚園及び保育園の給食につきましては、食料品等の物価高騰の先行きが不透明な状況ではありますが、これまでと同様の質と量を満たした給食を提供してまいります。それに伴う原材料の物価高騰分につきましては、子育て世帯を支援する観点から、令和5年度につきましても、令和4年度と同様、現行の給食費を据置き、公費で負担をしてまいります。

3つ目は、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくるであります。

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが健やかに、そして自分らしくいきいきとした暮らしを続けていけるよう、健康づくりをはじめとした取組を進めてまいります。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、4月以降も引き続き自己負担なく接種を受けられるよう国において検討を行っており、その動向を注視するとともに、本市におきましても接種を希望する者に対し接種機会を確保してまいります。

また、带状疱疹の発症及び重症化予防を図るため、発症率の高まる50歳以上の方へ带状疱疹予防接種費用の一部を補助してまいります。

地域共生社会の実現に向けた取組では、様々な福祉施策を総合的、横断的に推進するための地域福祉計画の策定に着手してまいります。

個別の分野におきましても、高齢者福祉施策の推進と介護保険事業の円滑な運営に向け、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で高齢者が生活できる地域づくりのための高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画を策定してまいります。

また、障害者施策に関する基本方針を総合的に定め、今後必要となるサービス見込み量を捕捉し、充足する方策を定める第7期障害者基本計画及び第3期障害福祉計画・障害児福祉計画につきましても策定をしてまいります。

併せて、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の財産や権利を保護するため、6月に成年後見支援センターを清洲総合福祉センター内に開設し、成年後見制度の利用促進を図ってまいります。

同じく、6月には、西春日井2市1町の協力のもと、社会福祉法人西春日井福祉会において、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、相談や緊急時の円滑な受け入れ対応などを行う地域生活支援拠点を開設し、障がい者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制を構築してまいります。

高齢者への支援につきましては、多様な介護予防の取組を推進するため、スマートフォンアプリなどのICTを活用した事業を実施してまいります。

国民健康保険につきましては、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう制度を安定的に運営していくことが重要であります。被保険者の皆様の急激な負担増とならないよう配慮しつつ、受益者負担の適正化を行い、制度の安定化を図ってまいります。

また、出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げ、出産費用の負担を軽減してまいります。

4つ目は、便利で快適に暮らせるまちをつくるであります。

将来の人口減少が予想される中でも本市がさらなる発展を遂げるためには、計画的な都市基盤の整備により、効率的・効果的に都市機能を高めていくことが必要です。また、本市が活力を失わずに発展していくためには土地利用等のあり方が重要であり、具体的な都市計画、用途地域を定め、地域を活性化していかなければなりません。今後予想される地域ニーズに対応するため、土田、上条及び一場東部地区につきまして、将来的な市街化区域編入に向け、都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。

名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業につきましては、将来的な道路等の整備を見据えつつ、令和5年度末をめどに仮線用地の買収が終わるよう引き続き取り組んでまいります。地権者

の方々への丁寧な説明に努め、事業への御理解・御協力をいただくため、全力を尽くしてまいります。

また、基盤整備につきましては、現在施工中の土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、一場東部地区周辺におけるインフラ基盤の整備と土地利用の効率化を促進し、快適で良好な市街地整備を図るため、土地区画整理組合の設立を目指し、引き続き支援を行ってまいります。

地域内連絡幹線道路である枇杷島停車場線の整備や清洲橋の架け替えに伴う幹線道路の整備につきましては、愛知県と連携し取り組んでまいります。橋梁につきましては、引き続き長寿命化計画に基づいた新川小橋の補修工事を実施してまいります。

2050年の脱炭素社会の構築に向けて、引き続き、公用車の電気自動車への入れ替えや住宅用の地球温暖化対策設備への補助を行うなど、市民の皆様とともにGX・グリーントランスフォーメーションの推進に取り組んでまいります。

五条川斎苑の周辺環境改善事業につきましては、引き続き、関係周辺地区の皆様への御理解と御協力をいただきながら、あま市及び五条広域事務組合と連携して推進してまいります。

水道事業につきましては、引き続き水道管の耐震化整備を進めるとともに、配水場の機器更新を行うことにより、水道水の安定的な供給に努めてまいります。

また、下水道汚水事業では、清須市公共下水道事業計画に基づく整備を進め、引き続き供用区域の拡大に取り組んでまいります。

5つ目は、魅力に満ちた活力のあるまちをつくるであります。

令和2年度から3か年かけて、地域が観光消費によって潤うための仕組みづくりを市内の事業者の皆様や市民有志の方々とともに進めてまいりました。この取組を発展させ観光と産業の連携による消費活性化をさらに推進するため事業期間を2年間延長し、コンテンツの効果的活用や市内事業者等が参画する特産品の開発・販売を行ってまいります。

さらに、令和4年から商工会と協調し実施した「きよすイルミ」につきましては、装飾範囲の拡充等を図るとともに、官学連携による新たな魅力を加えた誘客促進にも注力してまいります。

また、コロナ禍で中止や縮小を余儀なくされた本市4大まつりにつきましては、感染状況を見極めながら慎重に計画するとともに、これまでのイベントイメージや規模感にとらわれず、市の一体感を醸成するものへのリニューアルを図り、きよすフェスなど新たな事業と融合させることで、市内だけでなく市外からの誘客促進にも繋げてまいります。

さらに、令和5年大河ドラマの放送に合わせて家康公ゆかりの地や御当地グルメを楽しみ、清

須と家康公の関わりを体感するツアーの造成を行い、観光消費の促進を図ってまいります。

加えて、首都圏人材確保支援事業費補助金につきましては、子育て世帯への加算額を18歳未満1人につき30万円から100万円に引き上げ、東京圏からの移住支援を図ってまいります。

食育事業では、地元産野菜の振興と栽培体制の維持を図るため、高齢化などで担い手不足が深刻な栽培農家を支援する食育サポーター制度を継続して実施し、土田かぼちゃや宮重大根をはじめとする地元産野菜に新たな付加価値を与えることで6次産業化を推進してまいります。

企業誘致の推進につきましては、企業立地促進基本計画で定めた方針に基づき、企業の誘致と留置の双方の視点から、積極的に市内外企業への訪問活動を実施してまいります。訪問活動に当たっては、本市の立地環境の優位性や利便性といった魅力を発信することで事業者の本市への注目度を高めます。併せて、企業の設備投資の動向や新たな用地需要などに関する情報収集に努めることで、確実な企業立地に結びつけられるよう取り組んでまいります。

6つ目は、豊かなこころとからだをはぐくむまちをつくるであります。

文化財保護の推進につきましては、指定文化財の適切な保存・維持を行うため、橋詰町の山車蔵の整備に対して補助を行ってまいります。

また、利用者の安全を確保するため、春日公民館の大ホールの特天天井を改修するほか、経年劣化が著しい市立図書館及びはるひ美術館の大規模改修、アルコ清洲のガスヒートポンプ等の空調設備改修、カルチバ新川のプール及びエントランス天井等の耐震改修、春日B&G体育館武道場等の改修を行い、引き続き施設利用者の安全性や利便性の向上に努めてまいります。

7つ目は、つながりを大切にすまちなをつくるであります。

行政運営の取組では、現在、第2次総合計画が令和6年度に終期を迎えることから、引き続き本市の将来像である水と歴史に織りなされた安心・快適で元気な都市の実現に向けて、新たな行政運営の指針となる次期総合計画の策定に着手いたします。

DX・デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、住民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため、市民課、税務課及び収納課の窓口での証明書発行手数料をキャッシュレスで行うことができるようにキャッシュレス決済に対応したレジを導入します。

また、現在、複数の手続を行う際には、それぞれ申請書の記入が必要ですが、記入に係る負担の軽減及び窓口の混雑緩和を図るため、市民課をはじめとした複数の課に書かない窓口を導入してまいります。

また、行政手続のオンライン申請やコンビニでの各種証明書の取得など、マイナンバーカード

によるメリットの周知及び交付申請のサポートなどを通じ、引き続き、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

加えて、市議会において市民に開かれた議会の推進とペーパーレス化等運営の効率化を目的に、令和5年6月定例会から本会議を録画配信するとともに、令和5年12月定例会から市議会の運営にタブレット端末を導入することとされたため、必要な予算を計上いたしました。

市役所南館につきましては、建設から37年が経過し老朽化が進んでいるため、現在作成している基本構想を基に、基本設計及び実施設計を進めてまいります。

また、令和7年7月に市制施行20周年を迎えるにあたり、これまでの市の取組を振り返るとともに、発展を遂げた市の現状や未来を担う若い世代を紹介する市勢要覧及び映像を作成してまいります。

以上、令和5年度の市政運営に対する基本的な姿勢、施策の概要を申し上げてまいりましたが、ここに御審議をいただき令和5年度の当初予算は、一般会計306億1千100万円、特別会計は3会計合計で127億3千929万7千円、企業会計は2会計合計で46億8千179万1千円、合わせて480億3千208万8千円となります。このうち一般会計の予算規模は、令和4年度当初予算に対し6.9%増となり、過去最大となります。

歳入につきましては、大宗をなす市税は市民税や固定資産税の伸びが見込まれることから、当初予算としては過去最高額となる127億余円となります。

市債につきましては、投資的経費に連動し、前年から約5億円の増加となります。

一方、歳出では、障害福祉サービスの増加に伴う扶助費の増加などにより、義務的経費全体では前年度を約2億円上回る128億余円となります。

投資的経費につきましては、市民の皆様の安全・安心につながる社会基盤整備の費用を確保するとともに、防災センターの新築など、大規模な施策事業の実施により事業量が増大するため、前年度を約13億円を上回る57億余円を計上しております。

今回の予算編成では、市税が過去最高額となる一方で、それを上回る義務的経費や投資的経費などの歳出の増加がありましたが、財源確保に最大限努め、財政調整基金からの繰入れを抑えつつ、概ね例年どおりの基金残高を維持しながら財源不足を解消することができました。

最後に結びとして一言申し上げたいと存じます。

コロナ禍から日常生活の回復に向けた動きが進む中、人口減少社会の到来や少子高齢化のさらなる進展など、社会の転換期を的確に捉え、次の一步を市民の皆様と踏み出してまいります。そ

して、本市がこれからも成長を続け、魅力と活力にあふれた誇れるまちとなるためには、これまでのまちづくりの歩みを止めることなく、未来への投資を着実に進め、第2次総合計画で掲げる政策・施策の推進にスピード感を持って取り組むことが重要であると考えております。

私を先頭に職員一丸となって全力を尽くしてまいりますので、議員各位をはじめ市民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げ、私の施政方針といたします。

ありがとうございました。

議 長（野々部 享君）

この施政方針に対し質疑のある方は、2月28日正午までに発言通告書の提出をお願いいたします。3月3日の本会議において質疑を行います。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第5、議案第1号から日程第35、報告第2号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

その後、日程第5、議案第1号から日程第35、報告第2号までの29案件及び報告2件について担当部長から内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は、一括して内容の説明を受けます。

なお、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は、施政方針の質疑と同じく、2月28日正午までに発言通告書を提出していただき、3月3日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

以上のような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま、申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第5、議案第1号から日程第35、報告第2号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市 長（永田 純夫君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今定例会に提案いたします案件は、令和5年度清須市一般会計等の予算案6件、条例の制定案2件、条例の一部改正案17件、公の施設の指定管理者の指定1件、市道路線の認定及び廃止1件、令和4年度一般会計等の補正予算案2件、専決処分の報告2件でございます。

それでは、各案件について順次提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案につきまして概要を申し述べます。

歳入の大宗をなす市税につきましては、市民税や固定資産税の伸びが見込まれることから、当初予算としては過去最高額となる127億5千600万4千円を計上いたしました。

一方で、市税の伸びを上回る義務的経費や投資的経費などの歳出の増加がありましたが、財源確保に最大限努め、総額306億1千100万円を計上いたしました。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向けて、五条川右岸側の清洲庁舎跡地に指定避難所及び防災資機材等備蓄施設の機能を有する防災センターを整備し、防災体制の強化を図ってまいります。

次に、「子育てのしやすいまちづくり」に向けて、子ども医療の高校生世代の通院までの拡充や学校給食の原材料の物価高騰分を公費負担するなど、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。

「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」に向けては、带状疱疹について発症率の高まる50歳以上の方へ予防接種費用の一部を補助してまいります。

「便利で快適に暮らせるまちづくり」に向けては、引き続き、名鉄新清洲駅付近の鉄道高架事業を推進するほか、土地区画整理事業については、名鉄新清洲駅北及びJR清洲駅前の早期完了を目指すとともに、一場東部地区の土地区画整理組合の設立に向けた支援を行ってまいります。

また、効率的・効果的に都市機能を高め地域のニーズに対応するため、都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。

「魅力に満ちた活力のあるまちづくり」に向けては、イルミネーションイベントの装飾範囲の拡充を図るほか、令和5年大河ドラマの放送に合わせて観光ツアーを造成するなど、観光誘客を促進してまいります。

「豊かなこころとからだをはぐくむまちづくり」に向けては、公民館、社会教育施設及び社会体育施設の改修を行い、引き続き、施設利用者の安全性や利便性の向上に努めてまいります。

最後に、「つながりを大切に作るまちづくり」に向けて、DX・デジタルトランスフォーメー

ションを推進するため、キャッシュレス決済対応レジやタブレット端末を窓口に導入し、市民の利便性向上と行政運営の効率化を図ってまいります。

議案第2号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計予算案につきましては、県から示された事業納付金に基づき、総額60億8千590万4千円を計上いたしました。

国民健康保険税は、13億3千741万3千円とし、一般会計から6億4千875万1千円を繰り入れることといたしました。

議案第3号 令和5年度清須市介護保険特別会計予算案につきましては、令和3年度を始期とする第8期介護保険事業計画に基づき、総額50億342万9千円を計上いたしました。

介護保険料は、11億5千711万2千円とし、一般会計から7億8千624万円を繰り入れることといたしました。

議案第4号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、総額16億4千996万4千円を計上いたしました。

後期高齢者医療保険料は、8億6千170万6千円とし、一般会計から7億8千754万円を繰り入れることといたしました。

議案第5号 令和5年度清須市水道事業会計予算案につきましては、収入では、給水収益や受託工事収益など収益的収入を2億3千539万8千円、配水管等工事負担金など資本的収入を7千933万7千円計上いたしました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出を2億3千899万円、配水設備工事費などの資本的支出を1億7千609万6千円計上をいたしました。

議案第6号 令和5年度清須市下水道事業会計予算案につきましては、収入では、下水道使用料などの収益的収入を16億9千858万9千円、企業債や工事負担金などの資本的収入を20億3千343万円計上いたしました。このうち一般会計からは収益的収入に8億3千720万7千円、資本的収入に2億9千707万8千円、合わせて11億3千428万5千円を繰り入れることといたしました。

支出では、汚水・雨水管渠維持管理費などの収益的支出を16億1千684万7千円、汚水・雨水管渠整備費などの資本的支出を26億4千985万8千円計上いたしました。

汚水整備事業につきましては、新川流域関連清須市公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の面整備管渠布設工事を実施してまいります。

雨水整備事業につきましては、既設ポンプ場の長寿命化に向けた取組に力を注いでまいります。



議案第7号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定の範囲内において必要な事項を定めるため条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第8号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、清須市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続き等について必要な事項を定めるため条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第9号 清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び清須市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に鑑み、本市の公平委員会の委員及び職員の服務の宣誓に係る手続きにおける対面による宣誓書への署名を不要とするため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第10号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の公務員人事管理に関する報告に鑑み、職員の柔軟な働き方に対応するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市職員の給与に関する条例の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給料月額を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、情報公開制度における行政文書の不開示情報に係る規定の整備等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率及び税額の改正を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでござ

います。

議案第14号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、通院による医療に係る子ども医療費の対象者を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に鑑み、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号 清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例案につきましては、今後の高齢者数の増加に対処するとともに、他の高齢者福祉施策の充実を図る目的で祝金及び敬老金の額を改定するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号 清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、施設の特徴を考慮し施設区分の名称変更等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号 清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定を義務づけるとともに、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定の義務づけ等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案につきましては、愛知県の道路占用料の額の改定に鑑み、道路占用料の額を改定するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号 清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯に係る規定の整備等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号 清須市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設に係る規定の整備等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、清洲駅自転車駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号 市道路線の認定及び廃止につきましては、区画整理事業に伴う道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止を行うことについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）案につきましては、物価高騰の影響を受け、不足が見込まれる学校給食の賄材料費について、国の新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者への負担を求めないよう公費負担を行うほか、障害福祉サービスの利用者の増加により不足が見込まれる訓練等給付費など、所要の補正を行うこととしました。

また、市税の追加や不用額の精査等による財源をもとに、今後の財政需要に備えて各種基金への積立てを行うとともに、年度内の執行が困難と見込まれる事業については繰越明許費を設定し、事業費の全部または一部を翌年度へ繰り越すことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は542万4千円を減額し、予算の総額は312億96万2千円となります。

議案第29号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、介護給付費準備基金預金利子の額の確定により所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は14万3千円を追加し、予算の総額は54億3千867万4千円となります。

報告第1号及び第2号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解することについて）の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（野々部 享君）

それでは、日程第5、議案第1号 令和5年度清須市一般会計予算案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第1号について御説明します。

それでは、令和5年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第1号

令和5年度清須市一般会計予算

令和5年度清須市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ306億1千100万円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条は債務負担行為です。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条は地方債です。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条は一時借入金です。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

第5条は歳出予算の流用です。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、左側2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算です。

まず、歳入です。

1款市税、予算額127億5千600万4千円、1項市民税から5項都市計画税までです。

主なものは、1項市民税は、景気の緩やかな回復による個人所得や企業収益の増加など、前年度比約4億9千200万円の増収を見込みました。

2項固定資産税は、新築家屋の伸びや企業誘致に伴う地目の変更など、前年度比約1億800万円の増収を見込みました。

市税全体では前年度比プラス5.0%、約6億1千100万円の増収を見込んでいます。

2款地方譲与税から11款地方交付税までは、内閣が公表する地方財政計画や愛知県通知による県税見通しなどにより、それぞれ見積もりをしています。

2款地方譲与税、予算額1億6千900万円、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税までです。

3款利子割交付金、予算額300万円、1項利子割交付金です。

4款配当割交付金、予算額9千600万円、1項配当割交付金です。

5款株式等譲渡所得割交付金、予算額6千500万円、1項株式等譲渡所得割交付金です。

6款法人事業税交付金、予算額2億200万円、1項法人事業税交付金です。

7款地方消費税交付金、予算額17億円、1項地方消費税交付金です。

8款自動車取得税交付金、予算額1千円の窓口計上、1項自動車取得税交付金です。

9款環境性能割交付金、予算額4千万円、1項環境性能割交付金です。

10款地方特例交付金、予算額1億1千934万7千円、1項地方特例交付金と2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

11款地方交付税、予算額22億5千万円、1項地方交付税です。

普通交付税は前年度比4億円増の22億円を計上しました。

12款交通安全対策特別交付金、予算額1千200万円、1項交通安全対策特別交付金です。

13款分担金及び負担金、予算額1億9千692万7千円、1項負担金です。

右側の3ページです。

14款使用料及び手数料、予算額2億9千497万7千円、1項使用料と2項手数料です。

15款国庫支出金、予算額40億4千431万3千円、1項国庫負担金から3項国庫委託金までです。

16款県支出金、予算額18億8千971万5千円、1項県負担金から4項県交付金までです。

17款財産収入、予算額4千693万6千円、1項財産運用収入と2項財産売払収入です。

18款寄附金、予算額8千60万3千円、1項寄附金です。主なものは、ふるさと寄附金8千万円、企業版ふるさと納税寄附金60万円です。

19款繰入金、予算額21億1千238万1千円、1項特別会計繰入金と2項基金繰入金です。

主なものは、2項基金繰入金のうち財政調整基金繰入金10億4千237万8千円、減債基金繰入金3億円、庁舎整備基金繰入金1億円、子ども育み施設基金繰入金1億円、都市計画施設基

金繰入金 3 億円、義務教育施設整備基金繰入金 2 億円です。令和 5 年度当初予算編成後の財政調整基金現在高は 1 1 億 9 千 8 1 2 万 4 千円となり、目標としている残高を確保することができました。

2 0 款繰越金、予算額 2 億円、1 項繰越金です。

2 1 款諸収入、予算額 1 3 億 4 千 7 7 9 万 6 千円、1 項延滞金、加算金及び過料から 5 項雑入までです。

2 2 款市債、予算額 2 9 億 8 千 5 0 0 万円、1 項市債です。

詳細は、この後、第 3 表 地方債で説明をします。

1 枚はねていただきまして、左側 4 ページを御覧ください。

歳出です。

1 款議会費、予算額 2 億 3 千 5 5 2 万 9 千円、1 項議会費です。

2 款総務費、予算額 2 4 億 5 0 3 万 7 千円、1 項総務管理費から 6 項監査委員費までです。

主なものは、1 項総務管理費のうち広報広聴費では、令和 7 年の市制施行 2 0 周年に向け、これまでの市の取組などをまとめた記念映像の作成着手に 2 0 4 万 8 千円、市の魅力や施策を発信するため、これまでの市の歴史を振り返るとともに、現在の情勢などを総合的にまとめた市勢要覧の作成着手に 2 2 8 万 8 千円、庁舎費では、令和 4 年度末までに策定する基本構想に基づき、市役所南館改修工事に係る基本設計及び実施設計の着手に 1 億 1 千 5 5 3 万 2 千円、総合計画費では、令和 7 年度を始期とする第 3 次総合計画の策定に向けた市民満足度調査等に 1 千 1 5 万円、放置自転車等対策費では、令和 4 年度に整備をする清洲駅自転車駐車場の令和 5 年 7 月供用開始に伴う管理費に 1 千 3 8 0 万 8 千円を計上しました。

3 項戸籍住民基本台帳費のうちマイナンバーカード交付費では、マイナンバーカードの交付等に係る業務の一部を民間事業者へ委託するとともに、市内公共施設や市外を含む商業施設等において、申請手続を支援するための出張申請サポートに 1 千 2 0 8 万 4 千円を計上しました。

3 款民生費、予算額 1 2 2 億 5 千 6 3 2 万 6 千円、1 項社会福祉費から 4 項災害救助費までです。

主なものは、1 項社会福祉費のうち避難行動要支援者対策費では、高齢者や障がい者など災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の個別避難計画を作成するための事前調査等に 1 5 9 万 1 千円、地域福祉計画策定費では、令和 7 年度を始期とする地域福祉計画の策定に向け、地域福祉の現状や認識を把握するためのアンケート調査等に 3 3 3 万 9 千円、障害者福祉計画策

定費では、令和6年度を始期とする障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に686万1千円、成年後見支援センター運営費では、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見支援センターの令和5年6月開設に伴う運営費に1千19万4千円、子ども医療費支給費等では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和5年7月から通院に係る子ども医療費対象者の高校生等までの拡大に4千233万3千円を計上しました。

2項児童福祉費のうち子ども・子育て支援事業計画策定費では、令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズを把握するためのアンケート調査等に222万4千円、障害児保育事業費補助金では、障害児保育の充実を図るため、民間認定こども園等が行う障がい児の受入れに対する費用の一部助成に780万円を計上しました。

4款衛生費、予算額24億8千52万5千円、1項保健衛生費から3項上水道費までです。

主なものは、1項保健衛生費のうち带状疱疹予防接種費では、带状疱疹の発症及び重症化を予防するため、発症率が高くなる50歳以上の方を対象とした予防接種費用の一部助成に1千470万5千円、出産・子育て応援金では、妊娠期及び子育て期の家庭の経済的支援を図るため、出産応援金及び子育て応援金の支給に6千790万円を計上しました。

5款労働費、予算額201万7千円、1項労働諸費です。

6款農林水産業費、予算額1億7千283万5千円、1項農業費です。

7款商工費、予算額3億2千124万7千円、1項商工費です。

主なものは、観光誘客促進費では、きよすイルミの実施エリアを清洲古城跡公園及び清洲城遊歩道までの拡大とプロジェクションマッピングの内容更新等に900万円、大河ドラマ「どうする家康」推進費では、大河ドラマ「どうする家康」の放送に合わせ、観光誘客を促進するための観光ツアーの造成及びワークショップの実施に174万7千円を計上しました。

8款土木費、予算額43億4千81万円、1項土木管理費から4項都市計画費までです。

主なものは、4項都市計画費のうち都市計画事務費では、土田・上条及び一場東部地区について、将来的な市街化区域編入に向け、都市計画マスタープランの見直しと必要な調査や資料の作成に1千60万4千円を計上しました。

9款消防費、予算額18億2千460万円、1項消防費です。

仮称五条川防災センター整備費では、五条川右岸側清洲庁舎跡地の仮称五条川防災センターの整備に8億7千600万8千円を計上しました。

10款教育費、予算額42億7千928万1千円、1項教育総務費から右側5ページ、6項保



健体育費までです。

主なものは、1項教育総務費のうち青少年家庭教育相談費等では、悩みを持つ児童生徒及びその保護者等への相談支援体制の充実を図るため、青少年家庭教育相談員を3人から4人へ1人増員するための人件費等に281万6千円、2項小学校費と3項中学校費のうち小中学校運営協議会委員報酬では、地域とともにある学校づくりに向けた協議を行うための小中学校学校運営委員会の設置に142万8千円、各小中学校整備費では、児童生徒数の増加や小学校における35人学級の実施に対応するための小中学校で不足する普通教室の整備に2億1千830万1千円を計上しました。

6項保健体育費のうち学校給食センター費では、学校給食、幼稚園給食に係る原材料価格高騰分の公費負担に2千85万5千円を計上しました。

令和4年度に引き続き、令和5年度も賄材料費の価格高騰分については、保育園給食とともに保護者への負担は求めないこととしました。

11款公債費、予算額22億6千279万3千円、1項公債費です。

12款予備費、予算額3千万円、1項予備費です。

1枚はねていただきまして、左側6ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為です。

まず、本庁舎整備事業です。基本計画・実施計画作成業務等は、令和5年度から6年度までの2か年事業で、令和6年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は3千851万1千円です。

次に、市民課証明書発行業務委託事業です。令和5年10月から令和8年9月までに、新たに3か年の契約を締結することとしていますので、令和6年度から令和8年度までの事業分は債務負担行為を設定します。限度額は1億4千256万円です。

次に、(仮称)五条川防災センター整備事業です。令和6年3月の新築工事完了後、令和6年4月から6月にかけて重機類の購入や他施設からの防災資機材等の搬入設置を行いますので、令和6年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は2千512万3千円です。

次に、夢広場はるひ整備事業です。公共施設個別施設計画に基づく市立図書館の大規模改修は、令和5年度から6年度までの2か年事業で、令和6年事業分は債務負担行為を設定します。限度額は2億8千81万円です。

最後に、清洲勤労福祉会館整備事業です。経年劣化による熱源施設の改修は、令和5年度から

7年度までの3か年事業で、令和6年度及び令和7年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は8億5千428万2千円です。

右側7ページを御覧ください。

第3表 地方債です。

令和5年度当初予算では、表に記載の10の事業について地方債の活用を予定しています。

まず、起債の目的及び限度額です。

社会福祉施設整備事業は清洲総合福祉センターと西枇杷島福祉センターの各整備費で、限度額2億9千万円、合併特例債です。

保育所整備事業は土器野保育園の整備事業で、限度額8千万円、合併特例債です。

道路等整備事業のうち道路等の維持補修事業は公共施設等適正管理推進事業債、枇杷島陸橋架替関連事業は合併特例債で、限度額は1億300万円です。

清洲駅前土地区画整理事業は限度額1億4千600万円、合併特例債です。

新清洲駅北土地区画整理事業は限度額1億100万円、合併特例債です。

新清洲駅付近鉄道高架整備事業は限度額3億5千500万円、合併特例債です。

防災センター整備事業は限度額7億円、合併特例債です。

社会教育施設整備事業は春日公民館と夢広場はるひの各整備費で、限度額3億6千万円、合併推進債です。

体育施設整備事業は清洲勤労福祉会館、アルコ清洲と新川地域文化広場、カルチバ新川の各整備費で、限度額6億5千万円、合併特例債です。

最後は臨時財政対策債です。

市税をはじめ国税や地方税交付金の伸びが見込まれるなど、それらが要因となり臨時財政対策債は前年度比で3億円少ない2億円を限度額としています。

起債限度額の合計は29億8千500万円で、そのうち合併特例債は23億7千900万円、合併推進債は3億6千万円、公共施設等適正管理推進事業債は4千600万円となっています。

起債の方法です。起債の方法は、普通貸借または証券発行です。

利率です。利率はそれぞれ4%以内です。

最後に償還の方法です。政府資金及び県資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、市の財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができることとするものです。

議案第1号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

ここで10時55分まで休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（時に午前10時39分 休憩）

（時に午前10時55分 再開）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第6、議案第2号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計予算案及び日程第8、議案第4号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案の2案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

議案第2号について御説明いたします。

令和5年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の119ページを御覧ください。

議案第2号

令和5年度清須市国民健康保険特別会計予算

令和5年度清須市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ60億8千590万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら

の経費の各項の間の流用。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、120ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算です。

初めに、歳入について御説明いたします。

1 款国民健康保険税、予算額13億3千741万3千円、1項国民健康保険税です。

令和5年度も令和4年度に引き続き税率改定を見込み予算編成したところ、一般被保険者国民健康保険税現年課税分滞納繰越分等合わせ、ただいま申し上げました予算額となりました。令和5年度目標収納率につきましては、現年分93.03%、滞納分22.98%といたしました。

2 款県支出金、予算額40億7千973万2千円、1項県交付金です。主に本市の保険給付費の財源に充てる交付金でございます。

3 款財産収入、予算額1千円の窓口計上、1項財産運用収入です。内容としましては、基金、預金利子でございます。

4 款繰入金、予算額6億4千875万1千円、1項他会計繰入金です。主に、職員給与費繰入金、保険基盤安定繰入金をはじめ出産育児一時金など、一般会計からの繰入金です。

5 款繰越金、予算額2千万円、1項繰越金です。内容としましては、前年度繰越金でございます。

6 款諸収入、予算額7千円、1項延滞金、加算金及び過料と2項雑入です。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、右側121ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費、予算額6千724万7千円、1項総務管理費から3項運営協議会費までです。主に職員人件費、一般管理費等でございます。

2 款保険給付費、予算額40億9千31万9千円、1項療養諸費から6項傷病手当金までです。主に一般被保険者の療養給付費や高額療養費をはじめ出産育児一時金、葬祭費などでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、予算額18億4千662万4千円、1項医療給付費から3項介護納付金まででございます。内容としましては、国民健康保険の財政運営の主体となる愛知県への納付金でございます。

4 款保健事業費、予算額 5 千 5 5 1 万 1 千円、1 項特定健康診査等事業費と 2 項保健事業費です。主に特定健康診査事業費や人間ドック補助事業等疾病予防費でございます。

5 款基金積立金、予算額 1 千円の窓口計上、1 項基金積立金です。

6 款諸支出金、予算額 6 2 0 万 2 千円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰入金です。主に過年度保険税還付金等です。

7 款予備費、予算額 2 千万円、1 項予備費です。

議案第 2 号の御説明は以上でございます。

続きまして、議案第 4 号について御説明いたします。

議案第 4 号

令和 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度清須市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 6 億 4 千 9 9 6 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、1 7 6 ページを御覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算です。

初めに歳入について御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、予算額 8 億 6 千 1 7 0 万 6 千円、1 項後期高齢者医療保険料です。特別徴収現年度分、普通徴収現年度分及び滞納繰越分を合わせ、ただいま申し上げました予算額となります。保険料率は令和 4 年度同様、令和 5 年度も所得割率 9. 5 7 %、均等割額 4 万 9 千 3 9 8 円、賦課限度は 6 6 万円でございます。

2 款繰入金、予算額 7 億 8 千 7 5 4 万円、1 項他会計繰入金です。主に保険基盤安定繰入金、療養給付費繰入金等、一般会計からの繰入金でございます。

3 款繰越金、予算額 1 千円の窓口計上、1 項繰越金で、前年度繰越金でございます。

4 款諸収入、予算額 7 1 万 7 千円、1 項延滞金、加算金及び過料から 3 項雑入までです。

令和 4 年度当初予算では、1 0 月より医療機関における窓口負担が 2 割となる加入者が新たに設定されたため、被保険者証の更新に係る事務費である後期高齢者医療制度特別対策補助金等がございましたが、令和 5 年度は当該補助金がないため、対前年度比約 8 4. 3 % 減の予算計上となりました。

歳入については以上でございます。

続きまして、右側 1 7 7 ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費、予算額 8 1 3 万 5 千円、1 項総務管理費と 2 項徴収費です。主に会計年度任用職員報酬等や被保険者の資格管理など、一般管理費でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 1 6 億 4 千 1 1 万 2 千円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金です。主に後期高齢者医療保険料等負担金や療養給付費負担金等でございます。

3 款諸支出金、予算額 7 1 万 7 千円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。主に過年度保険料還付金等でございます。

4 款予備費、予算額 1 0 0 万円、1 項予備費です。

議案第 4 号の御説明は以上でございます。

議 長（野々部 享君）

次に、日程第 7、議案第 3 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計予算案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >  
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第 3 号について御説明いたします。

令和 5 年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の 1 4 7 ページを御覧ください。

議案第 3 号

令和 5 年度清須市介護保険特別会計予算

令和 5 年度清須市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 0 億 3 4 2 万 9 千円

と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条は一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第3条は歳出予算の流用です。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、148ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算です。

歳入から御説明いたします。

1款介護保険料、予算額1億5千711万2千円、1項介護保険料です。第1号被保険者保険料で被保険者数は前年度比横ばいではありますが、所得段階別の割合の変更により、前年度比932万4千円の減額となり、また、収納率の見込みは99%にて計上しております。

2款使用料及び手数料、予算額5万円、1項手数料です。介護保険事業者指定更新申請の手数料です。

3款国庫支出金、予算額10億2千99万3千円、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。1項国庫負担金では介護給付費に係る国庫負担金、2項国庫補助金では介護保険給付費分の調整交付金と介護予防日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの交付金です。

4款支払基金交付金、予算額12億9千559万7千円、1項支払基金交付金です。介護給付費と地域支援事業費の交付金です。

5款県支出金、予算額7億1千568万7千円、1項県負担金と2項県補助金です。1項県負担金は介護給付費の県負担金、2項県補助金では介護予防日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの県交付金です。

6款財産収入、予算額1千円の窓口計上、1項財産運用収入です。

7款繰入金、予算額8億1千392万4千円、1項他会計繰入金と2項基金繰入金です。1項他会計繰入金は介護保険事業業務に従事する職員給与や市の財源負担分である介護給付費等の一

般会計からの繰入金です。

8 款繰越金、予算額 1 千円の窓口計上、1 項繰越金です。

9 款諸収入、予算額 6 万 4 千円、1 項延滞金、加算金及び過料と 2 項雑入です。

次に、右のページ 1 4 9 ページ、歳出を説明させていただきます。

1 款総務費、予算額 1 億 1 千 5 2 6 万 5 千円、1 項総務管理費から 4 項趣旨普及費までです。

1 項総務管理費では介護保険に従事する職員の人件費と昨年度に続き、高齢者福祉計画第 9 期介護保険事業計画策定費、3 項介護認定審査会費では介護認定に係る調査費などを計上しております。

2 款保険給付費、予算額 4 6 億 6 千 7 1 4 万 6 千円、1 項介護サービス等費から 4 項特定入所者介護サービス費までです。1 項介護サービス等費は訪問介護・通所介護などの居宅サービス給付費や特別養護老人ホームなどの施設サービス給付費です。

3 項高額介護サービス費は、介護サービスに係る利用者負担額が一定の上限額を超えた場合の超過分の給付額を、4 項特定入所者介護サービス費は、施設入所などの利用者に対する食費・居住費の給付費を計上しています。

3 款地域支援事業費、予算額 2 億 1 千 7 0 1 万 2 千円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費から 4 項その他諸費までです。1 項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援の方の訪問及び通所サービス利用費、2 項一般介護予防事業費は、全ての第 1 号被保険者及びその支援者のための活動に関わるものを対象に、要介護状態になっても生きがい、役割を持って生活ができる地域の構築を目指して、住民全体の通いの場の充実拡大、また自立支援に資する取組を行うものです。

3 項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センター運営費や生活支援体制整備事業などを計上しています。積算内容では、団塊の世代が 7 5 歳以上となる 2 0 2 5 年を迎え、要支援・要介護状態の高齢者及び認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で元気で長く生活するため、地域介護予防活動のいこまいか教室の増設、またスマートフォンアプリなどの I C T を活用した軽運動や認知症予防教室など、新たに介護予防事業として 1 1 6 万円を計上しています。

4 款基金積立金、予算額 1 千円の窓口計上、1 項基金積立金です。

5 款諸支出金、予算額 3 0 0 万 5 千円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。第 1 号被保険者保険料の還付金です。



6 款予備費、予算額 1 0 0 万円、1 項予備費です。前年度比同額です。

前年度の保険給付費等の利用実績に応じた積算により、前年度比、当初予算費で 1 億 4 千 3 9 2 万円の減額予算計上となりました。

議案第 3 号の説明は以上となります。

議 長（野々部 享君）

次に、日程第 9、議案第 5 号 令和 5 年度清須市水道事業会計予算案及び日程第 1 0、議案第 6 号 令和 5 年度清須市下水道事業会計予算案の 2 案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

清須市水道事業会計予算について説明いたします。

別冊の令和 5 年度水道事業会計・下水道事業会計予算書及び説明書を御用意いただき、4 ページ、5 ページをお開きください。

議案第 5 号

令和 5 年度清須市水道事業会計予算

総則

第 1 条 令和 5 年度清須市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数 3 千 9 3 1 栓

(2) 年間総配水量 1 0 2 万 9 千 6 5 0 m<sup>3</sup>

(3) 1 日平均給水量 2 千 8 1 3 m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業 重要給水施設配水管路耐震化事業 1 千 6 5 0 万円、配水場機器更新事業 9 9 0 万円。

収益的収入及び支出

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

1 款水道事業収益 2 億 3 千 5 3 9 万 8 千円、1 項営業収益 2 億 1 千 6 0 万円、2 項営業外収益 2 千 4 7 9 万 7 千円、3 項特別利益 1 千円。

#### 支出

1 款水道事業費用 2 億 3 千 8 9 9 万円、1 項営業費用 2 億 3 千 4 4 万 8 千円、2 項営業外費用 7 2 4 万 2 千円、3 項特別損失 3 0 万円、4 項予備費 1 0 0 万円。

#### 資本的収入及び支出

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9 千 6 7 5 万 9 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。

#### 収入

1 款資本的収入 7 千 9 3 3 万 7 千円、1 項県補助金 2 7 0 万円、2 項工事負担金 7 千 6 6 3 万 7 千円。

#### 支出

1 款資本的支出 1 億 7 千 6 0 9 万 6 千円、1 項建設改良費 1 億 1 千 6 6 7 万 5 千円、2 項固定資産購入費 1 千 5 6 8 万 8 千円、3 項企業債償還金 4 千 3 2 4 万 2 千円、4 項その他資本的支出 4 9 万 1 千円。

#### 一時借入金

第 5 条 一時借入金の限度額は、3 千万円と定める。

#### 予定支出の各項の経費の金額の流用

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することができない経費

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2 千 6 9 万 8 千円

(2) 交際費 1 万円

#### たな卸資産購入限度額

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、6 7 万円と定める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

清須市長 永田純夫

次に、8ページ、9ページをお開きください。

令和5年度清須市水道事業会計予算実施計画

(1) 収益的収入及び支出

最初に収入です。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、予定額 2 億 1 千 6 0 万円、1 目給水収益から 3 目その他営業収益までで、水道料金給水装置工事に伴う引込管受託工事収益などがございます。

2 項営業外収益、予定額 2 千 4 7 9 万 7 千円は、1 目受取利息及び配当金から 5 目雑収益までで、長期前受金戻入などです。

3 項特別利益予算額 1 千円は、1 目過年度損益修正益で、水道料金過年度調定です。

次に、支出です。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、予定額 2 億 3 千 4 4 万 8 千円は、1 目原水及び浄水費から 8 目その他営業費用までで、県水の受水費、配水場及び給配水管維持管理費、給水管引込工事費、職員給与、減価償却費などです。

2 項営業外費用、予定額 7 2 4 万 2 千円は、1 目支払利息及び企業債取扱諸費から 3 目雑支出までで、企業債利息などです。

3 項特別損失、予算額 3 0 万円は、1 目過年度損益修正損です。

4 項予備費、予算額 1 0 0 万円は、1 目予備費です。

次に、9ページ。

(2) 資本的収入及び支出

最初に、収入です。

1 款資本的収入、1 項県補助金、予定額 2 7 0 万円は、1 目県補助金で、生活基盤施設耐震化等補助金です。

2 項工事負担金、予定額 7 千 6 6 3 万 7 千円は、1 目工事負担金で、給水申込みに伴う工事負担金でございます。

次に、支出です。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、予定額 1 億 1 千 6 6 7 万 5 千円は、1 目配水設備工事費と 2 目メーター費で、給配水管整備費、メーター設備費などがございます。

2 項固定資産購入費、予定額 1 千 5 6 8 万 8 千円は、1 目固定資産購入費で、リース債務支払

額、工具・器具・購入費及びソフトウェア購入費です。

3項企業債償還金、予定額4千324万2千円は、1目企業債償還金でございます。

4項その他資本的支出、予定額49万1千円は、1目その他資本的支出で、県補助金返還金です。

議案第5号の説明は以上です。

続きまして、下水道事業会計について説明させていただきます。

同じ冊子の32ページ、33ページをお開きください。

議案第6号

令和5年度清須市下水道事業会計予算

総則

第1条 令和5年度清須市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 普及人口 2万4千407人
- (2) 水洗化人口 1万8千700人
- (3) 年間総処理水量 148万9千500m<sup>3</sup>
- (4) 1日平均処理水量 4千69m<sup>3</sup>
- (5) 主要な建設改良事業

汚水管渠整備事業 9億3千859万3千円

土田排水区雨水管渠整備事業 2億円

水場川右岸排水区雨水管渠整備事業 1億7千563万9千円

堀江ポンプ場ストックマネジメント事業 3億2千100万円

豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業 2億6千万円

収益的収入及び支出

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

1款下水道事業収益16億9千858万9千円、1項営業収益7億4千925万3千円、2項営業外収益9億3千651万1千円、3項特別利益1千282万5千円。

支出

1 款下水道事業費用 1 億 6 千 6 百 8 4 万 7 千円、1 項営業費用 1 億 4 千 7 百 2 5 万 6 千円、  
2 項営業外費用 1 億 6 千 8 百 2 9 万 1 千円、3 項特別損失 3 0 万円、4 項予備費 1 0 0 万円。

次ページ、33 ページを御覧ください。

#### 資本的収入及び支出

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 億 1 千 6 百 4 2 万 8 千円は、過年度分損益勘定  
留保資金等で補填するものとする。

#### 収入

1 款資本的収入 2 億 3 千 3 百 4 3 万円、1 項企業債 9 億 7 千 4 百 3 0 万円、2 項他会計出資金  
2 億 3 千 5 百 1 3 万 1 千円、3 項他会計補助金 6 千 1 百 9 4 万 7 千円、4 項国庫補助金 7 億 7 百 4 0 万  
円、5 項工事負担金 5 千 4 百 6 5 万 2 千円。

#### 支出

1 款資本的支出 2 億 4 千 9 百 8 5 万 8 千円、1 項建設改良費 2 億 3 千 1 百 5 0 万 9 千円、2 項  
固定資産購入費 9 2 万 4 千円、3 項企業債償還金 6 億 9 百 5 万 1 千円、4 項その他資本的支出 1 千  
6 百 4 7 万 4 千円。

#### 企業債

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

公共下水道事業については、限度額 8 億 6 千 5 百 3 0 万円。起債の方法、普通貸借、または証券  
発行、利率は 4 % 以内。償還の方法、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金についてはそ  
の融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都  
合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることが  
できる。

流域下水道事業については、限度額 1 億 9 百 0 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法につい  
ては、公共下水道事業と同じでございます。

限度額の合計は 9 億 7 千 4 百 3 0 万円です。

34 ページを御覧ください。

#### 一時借入金

第 6 条 一時借入金の限度額は、2 億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5千967万5千円

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

次に、36、37ページをお開きください。

令和5年度清須市下水道事業会計予算実施計画

(1) 収益的収入及び支出

最初に、収入です。

1 款下水道事業収益、1 項営業収益、予定額7億4千925万3千円は、1 目下水道使用料から4 目その他営業収益までで、下水道使用料、雨水処理負担金などです。

2 項営業外収益、予定額9億3千651万1千円は、1 目受取利息及び配当金から6 目雑収益までで、一般会計負担金、長期前受金戻入などです。

3 項特別利益、予定額1千282万5千円は、1 目過年度損益修正益と2 目その他特別利益で、元金、償還繰入金、過年度未収益分収益などです。

次に、支出です。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、予定額14億4千725万6千円は、1 目管渠費から10 目その他営業費用までで、雨水ポンプ場の維持管理費、職員給与、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などです。

2 項営業外費用、予定額1億6千829万1千円は、1 目支払利息から3 目雑支出までで、企業債の利息などです。

3 項特別損失、予定額30万円は、1 目過年度損益修正損です。

4 項予備費、予定額100万円は、1 目予備費です。

37ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出

最初に、収入です。

1 款資本的収入、1 項企業債、予定額 9 億 7 千 4 3 0 万円は、1 目企業債で、公共下水道・流域下水道事業債です。

2 項他会計出資金、予定額 2 億 3 千 5 1 3 万 1 千円は、1 目他会計出資金で、一般会計出資金です。

3 項他会計補助金、予定額 6 千 1 9 4 万 7 千円は、1 目他会計補助金で、一般会計補助金です。

4 項国庫補助金、予定額 7 億 7 4 0 万円は、1 目国庫補助金です。

5 項工事負担金、予定額 5 千 4 6 5 万 2 千円は、1 目工事負担金で、受益者負担金などです。

次に、支出です。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、予定額 2 0 億 3 千 1 5 0 万 9 千円は、1 目管渠建設改良費から 4 目流域下水道建設負担金までで、汚水管渠整備費、雨水ポンプ場整備費、流域下水道建設負担金などです。

2 項固定資産購入費、予定額 9 2 万 4 千円は、1 目固定資産購入費です。

3 項企業債償還金は、予定額 6 億 9 5 万 1 千円、1 目企業債償還金です。

4 項その他資本的支出、予定額 1 千 6 4 7 万 4 千円は、1 目その他資本的支出で、小場塚幹線整備事業立替金償還費です。

議案第 6 号の説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

次に、日程第 1 1、議案第 7 号 清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案及び日程第 1 2、議案第 8 号 清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案の 2 案件について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第 7 号と議案第 8 号について続けて御説明します。

それでは、市長提出議案等の 1 ページを御覧ください。

まず、議案第 7 号です。

清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定の範囲内において必要な事項を定める必要があるからです。

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。併せて、黄緑色の表紙、市長提出議案等の説明資料の4ページも御覧いただくと幸いです。

清須市個人情報の保護に関する法律施行条例案

清須市個人情報の保護に関する法律施行条例

現在の自治体の個人情報保護制度は、各自治体の条例に基づき運用されていますが、令和5年4月1日以降は、個人情報の保護に関する法律に基づく運用に移行され、所管が国の個人情報保護委員会に一元化されますので、清須市では法律の規定の範囲内において条例で定めなければならない事項について、法律施行条例として新たに制定するものです。

まず、条例に定めることが法律上、必要な事項を説明します。

右側の3ページ中ほどの第6条を御覧ください。

開示請求に係る手数料等です。

第1項では、これまでと同様に、開示請求に係る手数料は無料とします。

第2項及び第3項では、写しの交付に係る手数料及び写しの送付に要する費用です。写しの交付を受ける方には、これまでと同様に相応の額を負担いただくことになります。

次に、条例に定めることが法律上、許容されている事項を説明します。

左側2ページにお戻りください。

まず、第1条の趣旨では、法律の施行に関して必要な事項を定める旨を規定しています。

第2条の定義では、法律の対象範囲である市の機関について、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者であることを規定します。

第3条の個人情報取扱い事務の届出では、市の機関が個人情報を取り扱う事務を開始する際に、届出を行うことで安全性が確保でき、個人情報保護に資するものとなるため、引き続き、個人情報取扱い事務の届出について継続して導入をします。

第4条から1枚はねていただき、4ページ中ほどの第10条までは、開示決定等の期限です。



第5条 開示決定等の期限に関する特例では、決定期間を法律のとおり30日以内とした場合、決定期間が現行の2倍に延びることになり、期間を大幅に延ばすことは開示請求者に不利益な変更となってしまうため、現行のまま15日以内と規定します。

また、開示請求の対象となる個人保有情報が大量の場合についても法律では60日以内となっていますが、同様の理由で現行のまま45日以内と規定します。

なお、4ページの第8条 訂正決定等の期限に関する特例及び第10条 利用停止決定等期限に関する特例についても、同様の理由で、現行のまま15日以内と規定します。

第11条の清須市情報公開個人情報保護審査会への諮問では、適正な個人情報保護の取扱いを行うため、専門的知見を有する方により構成される保護審査会の意見を聞く必要があると考え、引き続き、個人情報保護を図るために保護審査会を設置し、今後も個人情報保護について関与いただきます。

右側の5ページを御覧ください。

第12条の法の執行の公表の状況では、個人情報保護制度の運用状況について市民に公表することは、個人情報保護のより一層の推進を図る上で意義があると考え、年1回の公表については継続して実施する旨を規定します。

附則です。

第1項は、施行期日です。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項から1枚はねていただきまして、6ページ中ほど下の第9項までは、清須市個人情報保護条例の廃止及び経過措置の規定です。個人情報保護制度が個人情報保護に関する法律に基づく運用に移行されるため、清須市個人情報保護条例を廃止し、罰則等について必要な経過措置を講じます。

第10項は、清須市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正です。

公の施設の指定管理者について、個人情報の取扱いに係る安全管理措置の実施を義務づけます。

議案第7号の説明は以上です。

次に、議案第8号について御説明します。

右側の7ページを御覧ください。

議案第8号

清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、清須市情報公開個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について必要な事項を定める必要があるからです。

1枚はねていただきまして、8ページを御覧ください。併せて、黄緑色の表紙、市長提出議案等の説明資料の5ページも御覧いただくと幸いです。

清須市情報公開・個人情報保護審査会条例案

清須市情報公開・個人情報保護審査会条例

先ほどの議案第7号でも御説明をしましたが、現在の自治体の個人情報保護制度は、各自治体が制定する条例に基づき運用されていますが、令和5年4月1日以降は個人情報の保護に関する法律に基づく運用に移行され、所管が国の個人情報保護審査会に一元化されます。ただし、適正な個人情報保護の取扱いを行うため、専門的知見を有する方により構成される保護審査会の意見を聞く必要があると考え、引き続き、個人情報の保護を図るために保護審査会を設置し、今後も個人情報の保護について関与いただきたいため、清須市の情報公開・個人情報保護審査会条例についても新たに制定をするものです。

第1条の趣旨は、設置等の根拠規程の追加です。

個人情報の保護に関する法律の規定に基づく開示決定等に係る審査請求について調査・審議させるため、清須市情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査法の規定に基づく機関として位置づけます。

右側9ページ中ほどの第4条の所掌事務は、調査審議事項の追加及び廃止です。

個人情報の保護に関する法律に基づく運用への移行に伴う規定の追加事項は、同法及び議会の個人情報保護に関する条例に基づく開示決定等に係る審査請求に関する事項、重要事項及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項です。

なお、重要事項及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する個別の事案の適否の判断について諮問し、調査・審議を行うことは認められていません。

規定の廃止事項は、廃止する清須市個人情報保護条例に基づく開示決定等に係る審査請求に係る事項、思想や信教などの信条の収集に関する事項、保有個人情報の目的外利用、または外部提

供に関する事項、オンライン結合による保有個人情報の提供に関する事項、説明もしくは資料の提出の求めに適正な理由なく応じず、または指導もしくは勧告に従わない事業者の公表に関する事項です。

今後は、国の個人情報保護委員会が示すガイドライン等により、適正な運用を図ることになります。

2枚はねていただきまして、13ページを御覧ください。

附則です。

第1項は施行期日です。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項から第7項までは、清須市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の廃止及び経過措置の規定です。

個人情報保護制度について、個人情報の保護に関する法律に基づく運用に移行されるため、清須市情報公開・個人情報保護審査会設置条例を廃止し、罰則等について必要な経過措置を講じます。

議案第8号の説明は以上です。

以上で、議案第7号及び議案第8号の説明を終わります。

議長（野々部 享君）

次に、日程第13、議案第9号 清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第14、議案第10号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第15、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の3案件について、企画部長より内容の説明を求めます。

河口企画部長。

< 企画部長（河口 直彦君）登壇 >

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口でございます。

私からは、議案第9号から議案第11号までを続けて御説明いたします。

市長提出案件の15ページをお願いいたします。

議案第9号

清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例

の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に鑑み、本市の公平委員会の委員及び職員のサービスの宣誓に係る手続きにおける対面による宣誓書への署名を不要とするため、必要があるからです。

1ページはねていただきまして、16ページをお願いします。黄色い表紙の参考資料、議案説明資料の6ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を説明いたします。

第1条では、清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正で、公平委員会の委員のサービスの宣誓に係る手続きの際、市長との対面による宣誓書の署名を不要とし、市長に宣誓書を提出するとするものです。

第2条は、清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正で、職員のサービスの宣誓に関する手続きの際、任命権者との対面による宣誓書への署名を不要とし、任命権者に宣誓書を提出するとするものです。

附則につきましては、公布の日から施行するものです。

議案第9号の説明は以上となります。

続きまして、議案第10号について御説明いたします。

17ページをお願いします。

議案第10号

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の公務員人事管理に関する報告に鑑み、職員の柔軟な働き方に対応するため、必要があるからです。

1ページはねていただき、18ページをお願いします。

議案等説明資料については、7ページとなります。

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

第1条は、清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、一斉に与えることとされている休憩時間を職員の健康やサービス・能率等を考慮し、柔軟に付与することができるようにするものです。

第2条は、清須市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、育児短時間勤務職員のフレキシブルタイムについて、午前5時から開始できるようにするものです。

附則につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

議案第10号の説明は以上となります。

続きまして、議案第11号について御説明いたします。

19ページをお願いします。

議案第11号

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市職員の給与に関する条例の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給与月額を引き上げるため、必要があるからです。

1 ページはねていただき、20 ページをお願いします。

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案  
清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
主な内容を説明いたします。

会計年度任用職員の給料表を20 ページ及び21 ページのとおり改定するものです。

附則につきましては、令和5年4月1日から施行するもので、この条例の施行日前に勤務に係る給与については、なお従前の例によるものです。

議案第11号の説明は以上です。

以上で、議案第9号から議案第11号までの説明を終わります。

議長（野々部 享君）

ここで、お昼の休憩に入ります。

13時30分から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

（ 時に午前11時53分 休憩 ）

（ 時に午後 1時30分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第16、議案第12号 清須市情報公開条例の一部を改正する条例案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第12号について御説明します。

それでは、市長提出議案等の23 ページを御覧ください。

議案第12号

清須市情報公開条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、情報公開制度における行政文書の不開示情報に係る規定の整備等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、24ページを御覧ください。併せて、黄緑色の表紙、市長提出議案等説明資料の9ページも御覧いただくと幸いです。

清須市情報公開条例の一部を改正する条例案

清須市情報公開条例の一部を改正する条例

清須市情報公開条例の一部を次のように改正する。

中ほど上、2段落目の第7条の改正は、情報公開制度における行政文書の不開示情報に係る規定の整理です。

個人情報の保護に関する法律による運用に移行される個人情報保護制度と本市の情報公開制度の整合を図るため、情報公開制度における不開示情報の明確化及び追加を行います。

第4号の規定では、犯罪の鎮圧に支障を及ぼすおそれがある情報を明確化します。

第6号アの規定では、租税の賦課または徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、または違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがある情報を追加します。

右側25ページを御覧ください。

中ほど上の第18条の規定では、送付による行政文書の写しの交付に要する費用の負担に係る規定を整備します。

送付による行政文書の写しの交付に要する費用について、当該行政文書の写しの交付を受ける者が当該費用を負担することを明確化します。

下から2行目、附則です。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

次に、日程第17、議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、日程第18、議案第14号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案及び日程第19、議案第15号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の3案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

＜ 市民環境部長（石田 隆君）登壇 ＞

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

議案第13号について御説明いたします。

市長提出議案等の27ページを御覧ください。

議案第13号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率及び税額の改正を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、28ページを御覧ください。

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、別冊、黄緑色の参考資料①の10ページを御覧ください。

改正内容について御説明いたします。

県の示す清須市の標準税率に近づけるため、毎年、段階的に行っております来年度令和5年度以降の清須市国民健康保険の税率及び税額の改正でございます。

改正に当たっては、清須市国民健康保険運営協議会に諮問し、4回にわたり慎重審議いただきました答申に基づき、本市の税率及び税額を決めさせていただいたところです。

税率及び税額を決めるに当たり、本来であれば令和5年度より県の示す標準税率に合わせるよう進めてきたところですが、県の標準税率自体もここ数年増加傾向にあることから、令和5年度の本市税率及び税額を県の示す標準税率、こちらは仮算定ベースになりますが、こちらに合わせると、令和5年度本市の税率及び税額は例年以上の上げ幅となることから、3つ目の丸印にもうたっておりますが、清須市国民健康保険運営協議会の答申内容（1）にありますように、被保



険者の急激な負担増とならないことを十分配慮するとともに、（２）にありますように、法定外繰入の解消も考慮しつつ、税率及び税額を答申いただいたところでございます。

具体的な税率及び税額につきましては、資料上から４つ目の丸印の国民健康保険税の表を御覧いただきたいと存じます。

表の左側が現行、令和４年度の税率・税額で、右側が答申に基づき、令和５年度以降の税率・税額でございます。

御覧いただいておりますとおり、令和５年以降は現行と比較して医療給付分の平等割額は下がり、介護給付分の均等割額及び平等割額は据置き、それ以外の税率及び税額は上げさせていただきました。

市長提出案件等に戻っていただき、２８ページから２９ページにかけまして、ただいま御説明させていただきました条文について整理したものといたします。

２９ページの下段を見ていただきますと、附則といたしまして、第１項 施行期日になりますが、この条例は、令和５年４月１日から施行するものです。

第２項 経過措置になりますが、改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

議案第１３号についての御説明は以上でございます。

続きまして、議案第１４号について御説明いたします。

市長提出議案等の３１ページを御覧ください。

議案第１４号

清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和５年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、通院による医療に係る子ども医療費の対象者を１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるものに拡大するため、必要があるからです。

１枚はねていただきまして、３２ページを御覧ください。

清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案

清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

清須市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

改正内容について御説明いたします。

黄緑色の参考資料①の11ページも併せて御覧ください。

清須市の子ども医療費については、中学校世代である15歳に達する日以後の最初の3月31日までにおいて、入院及び通院に係る医療費を支給することで、実質、医療費の無償化を行ってまいりました。

令和3年10月1日からはこれに加え、入院に係る医療費を支給する対象者を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる高校生世代まで拡大いたしました。

今回の改正は、さらに高校生世代の通院に係る医療費を支給することで、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までの実質医療費の無償化を図り、令和2年、令和3年と県内出生率1位となった本市子どもの福祉の増進並びに子育て世代の経済的な負担の軽減を図るものです。市長提出議案等の32ページに戻っていただきますと、ただいま御説明いたしました内容について条文を整理したものとなります。

最後に、附則としまして、第1項 施行期日になりますが、この条例は、令和5年7月1日から施行するものです。

第2項 経過措置としまして、この条例の施行の日の前に行われた診療、薬剤の支給または手当に係る子ども医療費の支給については、なお、従前の例によるものです。

議案第14号についての御説明は以上でございます。

続きまして、議案第15号について御説明いたします。

市長提出議案等の33ページを御覧ください。

議案第15号

清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、健康保険法施行令等の一部改正に鑑み、出産育児一時金の支給額を引き上げるため必要があるからです。

1枚はねていただきまして、34ページを御覧ください。

清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容について御説明いたします。

黄緑色の参考資料①の12ページも併せて御覧ください。

清須市国民健康保険条例では、国民健康保険被保険者が出産したとき、当該被保険者に属する世帯主に対し、健康保険法施行令に定める出産育児一時金として40万8千円と加算金として産科医療補償制度の掛金1万2千円を加えた総額42万円を支給しております。

今回の改正は、一連の医療保険制度改革が厚生労働省の社会保障審議会です承されたことを受け、健康保険法施行令等の一部改正に鑑み、出産育児一時金を現行の40万8千円から8万円引き上げ48万8千円とするもので、産科医療補償制度の掛金1万2千円を加えた出産育児一時金等の額を現行の42万円から50万円に改めるものです。

なお、今回の出産育児一時金8万円の引き上げは、制度が創設された平成6年以来、最大となります。

市長提出議案等の34ページに戻っていただきまして、ただいま御説明いたしました内容について条文を整理したものとなります。

最後に附則としまして、第1項 施行期日になりますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

第2項 経過措置になりますが、この条例の施行の日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものです。

議案第15号についての御説明は以上です。

議案第13号から15号の説明を終わらせていただきます。

議長（野々部 享君）

次に、日程第20、議案第16号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案、日程第21、議案第17号 清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例案、日程第22、議案第18号 清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、日程第23、議案第19号 清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案、日程第24、議案第

20号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第25、議案第21号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第26、議案第22号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の7案件について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >  
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

私からは、議案第16号から議案第22号まで、続けて説明をさせていただきます。

初めに、議案第16号の説明をいたします。

令和5年3月清須市議会定例会市長提出議案等の別冊、緑色の参考資料①の市長提出議案等説明資料、藤色の参考資料②の新旧対照表をお願いいたします。

市長提出議案等の35ページと緑色の説明資料の13ページ、新旧対照表の20ページを御覧ください。

議案第16号

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、市長提出議案等の36ページを御覧ください。

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例案

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び清須市障害者総合支援条例の一部を改正する条例

第1条は、清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正です。

第2条では、清須市障害者総合支援条例の一部改正になります。

改正内容の説明になります。

障がい者に対する支援に関する事務のうち、障がい児に関する事項を含む事務に係る権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣へ移管するために行われた障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、厚生労働大臣を主務大臣に、厚生労働省令を主務省令に改めるものです。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

議案第16号の説明は以上となります。

次に、議案第17号の説明をいたします。

市長提出議案等の37ページを御覧ください。

議案第17号

清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、今後の高齢者数の増加に対処するとともに、他の高齢者福祉施設の充実を図るため、祝金及び敬老金の額を改定する必要があるからです。

1枚はねていただき、38ページを御覧ください。

清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例案

清須市長寿記念祝金等支給条例及び清須市敬老金支給条例の一部を改正する条例

説明資料の14ページ、新旧対照表の21、22ページを御覧ください。

第1条は、清須市長寿記念祝金等支給条例の一部改正です。

主な改正内容になります。

今後の高齢者数の増加に対処するとともに、他の高齢者福祉施策の充実を図るため、満100歳、百寿の祝金の額を5万円から3万円に改正するものです。その他文言等の整理を行う一部改正になります。

第2条は、清須市敬老金支給条例の一部改正です。

主な改正内容になります。

第1条と同様の内容により、数え88歳、米寿の敬老金の額を1万円から5千円に改正するものです。その他文言等の整理を行う一部改正になります。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

議案第17号の説明は以上となります。

次に、議案第18号の説明をいたします。

市長提出議案等の41ページを御覧ください。

議案第18号

清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、施設の特徴を考慮し、施設区分の名称変更等を行うため、必要があるからです。

1枚はねていただきまして、市長提出議案等の42ページを御覧ください。

清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市母子通園施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

説明資料の15ページ、新旧対照表の23、24ページを御覧ください。

主な改正内容の説明になります。

保護者の性別に限らず、親子で通園することができる施設であることを考慮し、題名及び第1条において、施設区分の名称を「母子通園施設」から「親子通園施設」に変更するものです。

また、第2条及び第5条において、施設利用者の状況を考慮し、入園対象者の規定を整理するものです。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するとともに、第2項において、清須市職員の給与に関する条例の別表第3中の文言の一部改正を行うこととしております。

議案第18号の説明は以上となります。

次に、議案第19号の説明をいたします。

市長提出議案等の４３ページを御覧ください。

議案第１９号

清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和５年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

１枚はねていただきまして、市長提出議案等の４４ページを御覧ください。

清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案

清須市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

清須市子ども・子育て審議会条例の一部を次のように改正する。

説明資料の１６ページ、新旧対照表の２５ページを御覧ください。

改正内容の説明になります。

令和５年４月１日施行のこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部改正がなされることから、第１条において、引用条項の規定を整理するものです。

附則として、この条例は、令和５年４月１日から施行することとしております。

議案第１９号の説明は以上となります。

次に、議案第２０号の説明をいたします。

市長提出議案等の４５ページを御覧ください。

議案第２０号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和５年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安

全計画の策定を義務づけるとともに、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、市長提出議案等の46ページを御覧ください。

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

説明資料の17ページ、新旧対照表の26、27ページを御覧ください。

主な改正内容の説明になります。

国の基準省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等を義務づけるため、新たに第8条の次に2条を加えるものです。

第8条の2では、策定する安全計画の内容として設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他安全に関する事項の規定を加え、第8条の3では、自動車を運行する場合の所在の確認として、利用乳幼児の移動のための自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に点呼、その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないとの規定を追加するものです。

また、第14条では、懲戒権の廃止に伴い、家庭的保育事業者等が行う懲戒に関する規定を削除し、第15条では、職員に対する衛生管理に係る措置の具体化を図るための改正を行います。

今回の一部改正については、国の基準省令に規定に従うべく基準に従った一部改正と同じく、国の基準省令に規定する参酌すべき基準に準じた一部改正になっております。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行し、第14条の改正規定は、交付の日から施行することとしております。

第2項では、改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合、自動車にブザー、その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置が困難な場合などの経過措置を定めております。

議案第20号の説明は以上となります。

次に、議案第21号の説明をいたします。



市長提出議案等の49ページを御覧ください。

#### 議案第21号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に関する権限の濫用禁止に関する規定を削除する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、市長提出議案等の50ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

説明資料の18ページ、新旧対照表の28ページを御覧ください。

改正内容の説明になります。

懲戒権の廃止に伴い、特定教育・保育施設の管理者が行う懲戒に関する規定の第26条を削除するものです。

今回の一部改正については、国の基準省令に規定する従うべく基準に従った一部改正となっております。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

議案第21号の説明は以上となります。

最後に、議案第22号の説明をいたします。

市長提出議案等の51ページを御覧ください。

#### 議案第22号

清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定の義務づけ等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、市長提出議案等の52ページを御覧ください。

清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

説明資料の19ページ、新旧対照表の29、30ページを御覧ください。

主な改正内容になります。

国の基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等を義務づけるために、新たに第6条の次に2条を加えるものです。

第6条の2では、策定する安全計画の内容として、設備の安全点検、職員・利用者などに対する日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練及びその他安全に関する事項の規定を加え、第6条の3では、自動車を運行する場合の所在の確認として、利用者の移動のために自動車を運行するときは利用者の乗車及び降車の際に点呼、その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないとの規定を追加するものです。

また、第12条の次に12条の2として、業務継続計画の策定等の規定を追加するとともに、第13条では、職員に対し、衛生管理に係る措置の具体化を図るための改正を行います。

今回の一部改正については、国の基準省令に規定する参酌すべき基準に準じた一部改正となっております。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

第2項では、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における安全計画の策定義務に関する経過措置を定めております。

議案第22号の説明は以上となります。

議長（野々部 享君）

次に、日程第27、議案第23号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案、日程第28、議案第24号 清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第29、議案第25号 清須市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の3案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

私からは、議案第23号、第24号及び第25号を続けて説明いたします。

それでは、市長提出議案等の55ページを御覧ください。

議案第23号

清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、愛知県の道路占用料の額の改定に鑑み、道路占用料の額を改定する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、56ページを御覧ください。黄緑色の表紙、参考資料の20ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案

清須市道路占用料条例の一部を改正する条例

主な改正の内容について説明いたします。

第2条関係の別表の占用料を改定するもので、本市の道路占用料は、概ね3年ごとに改定を行

っており、その額は、愛知県の道路占用料の額を参酌しておりますが、今般、国土交通大臣が定める本市の所在地区分が第1級地から第2級地へと変更されたことにより、道路占用料の額が引き下げられたものであります。

61ページまでが占用物件の種類ごとの占用料となります。

次に、62ページを御覧ください。

附則です。

第1項として、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

第2項は経過措置の規定です。

下から6行目、第3項として、清須市都市公園条例の一部を改正し、都市公園使用料、また次ページ、上から6行目、第4項として、清須市公共用物の管理に関する条例の一部を改正し、公共用物の使用料も同様に改正するものです。

議案第23号の説明は以上です。

続きまして、議案第24号について説明いたします。

同じ資料の65ページを御覧ください。

議案第24号

清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯に係る規定の整備等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、66ページを御覧ください。黄緑色の表紙の参考資料の21ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

主な改正の内容について説明いたします。

上から8行目、第8条の次に第8条の2として、自転車通行帯を新たに規定し、その設置要件を定めます。

下から3行目、第9条には、自転車道の設置要件として、自動車の設定速度が時速60キロ以上であるものを追加します。

67ページをお願いします。

上から6行目、交通事故の防止を図るために必要がある場合に、道路に設ける施設として、磁気マーカー、電磁誘導線などの自動運行補助施設を第30条中、横断歩道橋等の次に加えます。

また、上から8行目、第40条の次に第41条として、にぎわいある道路空間を構築するため、歩行者利便増進道路を新たに規定し、その構造の技術的基準を定めます。

附則です。

第1項として、この条例は、公布の日から施行します。

第2項は経過措置で、この条例の施行の際に新設または改築の工事中の市が管理する市道については、なお、従前の例によるものです。

議案第24号の説明は以上です。

続きまして、議案第25号について説明いたします。

同じく、資料の69ページを御覧ください。

議案第25号

清須市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設に係る規定の整備等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、70ページを御覧ください。黄緑色の表紙、参考資料の22ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

主な改正内容について説明いたします。

道路移動等円滑化基準、いわゆるバリアフリー基準の適合対象を歩道等のほか自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に拡大し、それらの構造の技術的基準を第3条中に加えます。

また、71ページ、上から6行目、第5条の次に第6条として、交通の混雑緩和を図る目的のため、道路に接して道路管理者が設けるバス、タクシー等の事業者用の停留施設のうち、旅客用車両を2台以上停留させる施設として、旅客特定車両停留施設を新たに規定し、その構造基準を定めます。

それに伴い、以下の条項を繰り下げます。

次に、72ページを御覧ください。

新たに第10条を設け、この条例で定める旅客特定車両停留施設に係る構造及び設備に関する基準については、災害時の場合は適用を除外することとします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

なお、現在のところ、本市に該当する施設はございません。

議案第25号の説明は以上です。

以上で、議案第23号から25号までの説明を終わります。

議長（野々部 享君）

次に、日程第30、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第26号について御説明します。

令和5年3月清須市議会定例会市長提出議案等の73ページを御覧ください。

議案第26号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

清洲駅自転車駐車場

2. 指定管理者となる団体

(1) 名称 株式会社駐輪サービス

指定管理者となる株式会社駐輪サービスは、新清洲駅自転車駐車場及び枇杷島駅自転車駐車場を設置し、管理運営をしている公益財団法人 自転車駐車場整備センターから委託を受け、現在それぞれの現場において管理業務を行っている団体となります。

(2) 所在地

大阪市北区曽根崎新地二丁目5番3号

(3) 指定の期間 令和5年6月1日から令和10年3月31日まで

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

議案第26号の説明は以上です。

議長 (野々部 享君)

次に、日程第31、議案第27号 市道路線の認定及び廃止について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長 (長谷川 久高君) 登壇 >

建設部長 (長谷川 久高君)

建設部長、長谷川です。

それでは、別冊の令和4年度市道路線の認定及び廃止をお願いいたします。

表紙をはね、1ページを御覧ください。

議案第27号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線の認定及び廃止をすることについて、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、区画整理事業に伴う道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止を行うため、必要があるからです。

1枚はねていただきますと、今回認定いたします路線が掲載してあります。

認定路線といたしまして、路線番号3026清洲上長者4号線と路線番号3462上条織部2号線の2路線で、右側3ページが概要図となります。

1枚はねていただいて、4ページ、5ページをお開きください。

詳細図1と詳細図2です。

次に、廃止路線といたしまして、6ページをお願いします。

路線番号3026西清洲土田線、路線番号3159御替地2号線の2路線であり、右側が概要図、1枚はねていただき、8ページが詳細図3です。

内容といたしましては、新清洲駅北土地区画整理事業による道路改築及び開発に伴う帰属によるものです。

説明は以上です。

議長（野々部 享君）

次に、日程第32、議案第28号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第28号について御説明します。

それでは、令和4年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第28号

令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度清須市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ542万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億96万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の



金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 繰越明許費の補正です。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条 債務負担行為の補正です。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条 地方債の補正です。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、左側の2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

1款市税、補正額3億円の増額、1項市民税です。景気の緩やかな回復傾向による企業収益の増収分3億円を見積もりました。

2款地方譲与税から11款地方交付税までは、内閣が公表する地方財政計画や愛知県通知による県税見通しなどにより、それぞれ見積もりをしました。

2款地方譲与税、補正額746万6千円の減額、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税です。

4款配当割交付金、補正額4千200万円の増額、1項配当割交付金です。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正額3千400万円の増額、1項株式等譲渡所得割交付金です。

6款法人事業税交付金、補正額4千300万円の増額、1項法人事業税交付金です。

7款地方消費税交付金、補正額5千500万円の増額、1項地方消費税交付金です。

10款地方特例交付金、補正額762万1千円の増額、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

11款地方交付税、補正額1億2千181万8千円の増額、1項地方交付税です。

13款分担金及び負担金、補正額126万4千円の減額、1項負担金です。

15款国庫支出金、補正額1億6千778万2千円の減額、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。

主なものは、2項国庫補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1千110万7千円の増額です。学校給食に係る原材料価格の高騰分の公費負担部分の一部を特定財源として充当します。

16款県支出金、補正額42万4千円の増額、1項県負担金から3項県委託金です。

17款財産収入、補正額295万円の増額、1項財産運用収入です。各基金の預金等利子で、それぞれ各基金に積み立てます。

右側3ページを御覧ください。

18款寄附金、補正額2千840万円の減額、1項寄附金です。

主なものは、企業版ふるさと納税寄附金50万円で、まちの観光産業にぎわいプロジェクト費に充当し、財源組替えを行います。

21款諸収入、補正額5千232万5千円の減額、2項市預金利子と5項雑入です。

22款市債、補正額3億5千500万円の減額、1項市債です。

この後、第4表 地方債補正で説明をする各事業費の減額に伴うものです。

1枚はねていただきまして、左側4ページを御覧ください。

歳出です。

2款総務費、補正額5億6千29万4千円の増額、1項総務管理費から4項選挙費までです。

主なものは、第1項総務管理費のうち基金管理費では、本補正予算の市税の追加や不用額の精査などによる財源を基に、減債基金に2千900万円余、庁舎整備基金に4億5千万円余、義務教育施設整備基金に2億円余、それぞれ今後の財政需要を考慮し、積み立てることにしました。

3款民生費、補正額6千992万7千円の増額、1項社会福祉費から3項生活保護費までです。

主なものは、1項社会福祉費のうち就労移行支援や共同生活援助などの障害福祉サービスの利用者が増加したことによる訓練等給付費に3千267万3千円を増額計上、2項児童福祉費のうち保育士の処遇改善や人事院勧告に準拠した公定価格の改定などによる施設型給付費に3千200万円を増額計上しました。

4款衛生費、補正額2千755万1千円の減額、1項保健衛生費です。

7款商工費、補正額1千190万円の減額、1項商工費です。

8款土木費、補正額2億9千620万5千円の減額、1項土木管理費から4項都市計画費までです。

主なものは、4項都市計画費のうち古城ポンプ場3号配水ポンプの分解整備工事において、中

間ケイングの不良などが判明したことによる都市下水路等整備費に136万2千円を増額計上しました。

9款消防費、補正額1千649万円の減額、1項消防費です。

10款教育費、補正額2億1千390万円の減額、1項教育総務費から6項保健体育費までです。

主なものは、6項保健体育費のうち学校給食センター運営費では、学校給食に係る原材料価格高騰分について公費負担する賄材料費の不足分693万3千円を増額計上しました。歳入でも説明をしましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を充当します。

11款公債費、補正額6千959万9千円の減額、1項公債費です。

右側の5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正の追加です。

年度内に執行が困難と見込まれる事業については、繰越明許費を設定します。

4款衛生費、1項保健衛生費のうち新型コロナウイルス予防接種事業は、現在、接種期間は令和5年3月までとされていますが、4月以降も引き続き事後対応等が必要となる一般コールセンターの継続設置や年度をまたいで請求のある接種費の支払いの必要などがあるため、3千万円を繰越します。

6款農林水産業費、1項農業費のうち土地改良事業は、用地取得に係る権利者との調整に不測の日数を要したため、144万2千円を繰り越します。

8款土木費、1項土木管理費のうち地籍調査事業は、筆界認定に係る権利者との調整に不測の日数を要したため、91万3千円を繰り越します。

2項道路橋梁費のうち橋梁維持補修事業は、新川小橋右岸橋脚補修工事において、工法変更などにより施工に不測の日数を要したため、6千40万円を繰り越します。

4項都市計画費は、6つの事業を繰り越します。

まず、清洲駅前土地区画整理事業及び新清洲駅北土地区画整理事業は、施工区域内における埋設物の移設などに不測の日数を要したため、清洲駅前土地区画整理事業は6千720万円、新清洲駅北土地区画整理事業は2億8千341万1千円を繰り越します。

次に、鉄道高架整備事業、西市場廻間線等整備事業及び下本町丸之内線等整備事業は、用地取得に係る権利者との調整に不測の日数を要したため、鉄道高架整備事業は4千461万8千円、西市場廻間線等整備事業は8千28万2千円、下本町丸之内駅線等整備事業は1億7千984万

2千円を繰り越します。

最後に、都市下水路等整備事業は、古城ポンプ場3号ポンプ分解整備工事において追加工事の施工に不測の日数を要したため、2千136万2千円を繰り越します。

1枚はねていただきまして、左側の6ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正です。

清洲駅自転車駐車場管理業務指定管理者委託事業の追加で、期間は契約を締結する令和4年度から令和9年度まで、限度額は6千142万7千円です。

右側の7ページを御覧ください。

第4表 地方債補正です。それぞれ事業費の減額に伴う変更です。

自転車等駐車場整備事業は、2千200万円を減額し、補正後の限度額は1億100万円です。

社会福祉施設整備事業は、清洲総合福祉センター、新川福祉センター及び春日老人福祉センターの各整備費で、4千500万円を減額し、補正後の限度額は1億8千400万円です。

道路等整備事業は、道路維持補修費500万円を減額し、補正後の限度額は2千300万円です。

清洲駅前土地区画整理事業は、1千400万円を減額し、補正後の限度額は1億2千400万円です。

新清洲駅付近鉄道高架整備事業は、1億100万円を減額し、補正後の限度額は2億1千万円です。

防災センター整備事業は、700万円を減額し、補正後の限度額は1千900万円です。

小学校整備事業は、各小学校整備費7千900万円を減額し、補正後の限度額は3億2千900万円です。

中学校整備事業は、各中学校整備費4千800万円を減額し、補正後の限度額は1億7千300万円です。

社会教育施設整備事業は、春日公民館及び夢広場はるひの各整備費で、1千400万円を減額し、補正後の限度額は1億2千万円です。

体育施設整備事業は、清洲勤労福祉会館アルコ清洲及び新川地域文化広場カルチバ新川の各整備費で、2千万円を減額し、補正後の限度額は3千600万円です。

議案第28号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

次に、日程第33、議案第29号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >  
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第29号について説明いたします。

令和4年度一般会計・特別会計の補正予算書及び説明書の45ページを御覧ください。

議案第29号

令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3千867万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

46ページを御覧ください。

歳入を説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正

6款財産収入、補正額14万3千円を増額、1項財産運用収入です。介護給付費準備基金の預金利子です。

47ページを御覧ください。

歳出を説明いたします。

4款基金積立金、補正額14万3千円を増額、1項基金積立金です。準備基金の預金利子を基金に積み立てるものでございます。

議案第29号の説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

次に、日程第34、報告第1号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

報告第1号について御説明します。

市長提出議案等の75ページを御覧ください。

報告第1号

専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件、この報告第1号は、議会で指定された100万円以下の事案となります。について、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、76ページを右に90度傾けて御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて、総務部所管1件です。

専決処分年月日は令和5年2月6日、発生日は令和4年8月10日です。

次に、一番右の欄、事件概要を御覧ください。

事件概要は、清須市桃栄三丁目230番地先の交差点において、市職員収納課の会計年度任用職員ですが、公用車を一時停止の規制のある道路から当該交差点に進入させたところ、一時停止規制のない道路から進入してきた相手方の自動車と出会い頭に衝突し、双方に物的損害が生じたものです。

左の欄、損害賠償の額です。損害賠償の額は29万9千503円です。

相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。

報告第1号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

次に、日程第35、報告第2号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、報告第2号について説明させていただきます。

市長提出議案の77ページをお開きください。

報告第2号

専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年2月22日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、78ページを横にして御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて、建設部所管分となります。

№.1 専決処分年月日：令和4年12月22日、発生年月日：令和4年11月15日、相手方の住所氏名につきましては記載のとおりでございまして、損害賠償の額は85万8千660円です。

事件概要は、清洲資源ステーションにおいて市職員の草刈り作業による飛び石が原因となる自動車の車体及び窓ガラスの損傷事故が発生し、相手方に物的損害を与えたもので、保険で対応しております。

次に、№.2 専決処分年月日：令和5年1月17日、発生年月日：令和4年12月9日、相手方の住所氏名につきましては記載のとおりでございまして、損害賠償の額は4千703円です。

事件概要は、清須市朝日貝塚33番地先の道路において、当該道路に開いていた穴が原因となる自動車のタイヤ及びホイールの損傷事故が発生し、相手方に物的損害を与えたもので、保険で対応しております。

次に、№.3 専決処分年月日：令和5年1月17日、発生年月日：令和4年6月23日、相手方の住所氏名につきましては記載のとおりでございまして、損害賠償の額は9万2千850円です。

事件概要は、清須市春日流82番地先の道路において、当該道路に開いていた穴が原因となる

自転車の転倒事故が発生し、相手方に左手及び左顔面の負傷を生じさせたもので、保険で対応しております。

報告第2号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

次に、日程第36、発議第1号 清須市議会の個人情報の保護に関する条例案を議題といたします。

提出者であります林議員より、提案理由及びその内容の説明を求めます。説明は、発言席でお願いいたします。

林議員。

< 14番議員（林 真子君）登壇 >

14番議員（林 真子君）

議席番号14番、林 真子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、発議第1号の内容について説明をさせていただきます。

発議第1号

清須市議会の個人情報の保護に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日提出

提出者 清須市議会議員 林 真子

賛成者 清須市議会議員 成田義之、浅井泰三、伊藤嘉起、岡山克彦、松川秀康、松岡繁知

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、清須市議会における個人情報の取扱い等に関し、必要な事項を定める必要があるからです。

それでは、1枚はねていただきまして、条例案の主な内容を説明させていただきます。

清須市議会の個人情報の保護に関する条例案

清須市議会の個人情報の保護に関する条例

第1条で、この条例は、清須市議会（以下「議会という」）における個人情報の適正な取扱いに対し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。



次に、第3条で、議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずるものとしています。

続いて、第4条で、議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令または条例の規定により、議会の権限に属する事務を遂行するために必要な場合に限り、かつその利用の目的をできる限り特定しなければならないこととしています。

第5条で、議会は本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、その利用目的を明示しなければならないこととしています。

第6条から第8条までで、議会は不適正な方法により個人情報を利用してはならず、偽り、その他不正な手段により個人情報を取得してはならず、かつ保有個人情報が事実と合致するよう努めなければならないこととしています。

第10条で、個人情報の取扱いに従事する職員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこととしています。

第12条で、議会は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないこととしています。

第18条で、議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととしています。

第19条から第30条までで、何人も議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとし、その手続等について定めています。

第31条で、開示請求に係る手数料の額は無料とし、開示により、保有個人情報の写しの交付及び送付を受けるものは、これに要する費用を負担しなければならないこととしています。

第32条から第38条までで、何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができることとし、その手続等について定めています。

第39条から第44条までで、何人も自己を本人とする保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用されている等と思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の利用の停止等を請求することができることとし、その手続等について定めています。

第46条で、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、または開示請求、訂正請求、もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、清須市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととしています。

第54条から第58条までで、職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処する等の罰則について定めています。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、日程第37、請願第1号 選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を採択することを求める請願を議題といたします。

紹介議員であります浅井議員より内容の説明を求めます。説明は発言席でお願いいたします。

浅井議員。

< 19番議員（浅井 泰三君）登壇 >

19番議員（浅井 泰三君）

御無礼いたします。

議席19番、浅井泰三でございます。

請願第1号 選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を採択することを求める請願の内容について説明させていただきます。

請願者としましては、清須市須ケ口101-4 新日本婦人の会清須支部 山本真由美ほか138名でございます。

紹介議員としまして、私、清須市須ケ口2344番地、浅井泰三でございます。

では、請願趣旨を述べさせていただきます。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申していますが、25年間以上たなごらしのままです。

2015年12月、最高裁判所は、「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度

のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。すでに5年以上が経過し、地方議会からも早期改正の意見書が次つぎあがっており、一日も早い国会の対応が求められます。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により、下記の事項について請願します。

請願事項としまして、「選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書」を採択することでございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（野々部 享君）

この請願につきましては、会議規則第37条及び第130条の規定により質疑を省略し、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、2月28日午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会といたします。

早朝より大変御苦労さまでした。

（ 時に午後 2時53分 散会 ）